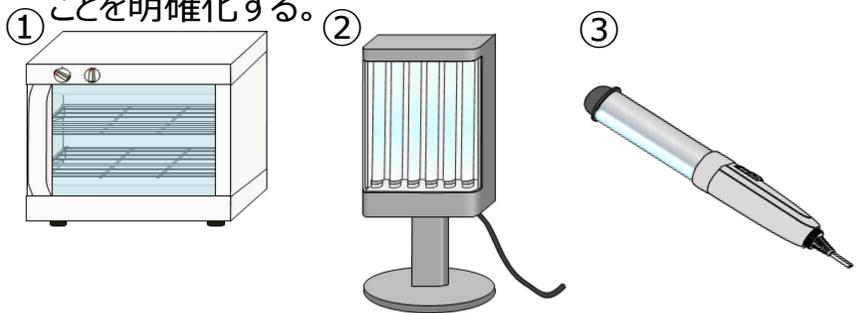


電気用品安全法の「技術基準解釈（別表第八）」及び「電気用品の範囲等の解釈について」の一部改正（殺菌灯を有する電気消毒器の安全対策）

殺菌灯を有する電気消毒器について、器体外に直接殺菌灯の光線を照射する構造のものが急速に普及しつつあるため、電気消毒器の安全上必要な技術基準を技術基準解釈※¹に追加するとともに、器体外に照射する電気消毒器が電気用品安全法の規制対象であることを明確化※²する。

1. 本改正の背景

- 殺菌灯を有する電気消毒器について、現行の技術基準解釈では、「庫内の対象物に殺菌灯の光線を照射する構造のもの」（下図①）を想定しているが、近年、器体外に直接照射する構造のもの（下図②③）が急速に普及しつつある。
- 殺菌灯は、目や皮膚等に傷害を及ぼす紫外線を放射するため、器体外に直接照射する構造の電気消毒器について、安全上必要な技術基準を技術基準解釈に追加するとともに、電気用品安全法の規制対象であることを明確化する。



2. 改正の概要

- 技術基準解釈の別表第八の2(21)電気消毒器の項に、器体外に直接照射するものについて、次の旨の要求事項を追加。
 - a JIS C 7550（ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性）に規定の「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループ※³であること。
 - b 器体に見やすく、容易に消えない方法で、かつ、理解しやすい用語により、JIS C 7605（殺菌ランプ）の箇条9.1に規定の警告表示をすること。
- 電気用品の範囲等の解釈に、「電気消毒器」とは殺菌灯が組み込まれるものであって、器体の内外部に殺菌灯の光線を照射することによって消毒の用に供されるものである旨を追加。

3. 改正の時期

改正・施行：令和3年12月28日

（ただし、これらの解釈については、施行日から1年間は、なお従前の例によることができる。）

※1 技術総括・保安審議官通達「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について」

※2 技術総括・保安審議官通達「電気用品の範囲等の解釈について」

※3 免除グループ：何らの光生物学的傷害も起こさないもの（JIS C 7550:2011 箇条4.4.1aより）

電気用品安全法の「技術基準解釈（別表第十）」の一部改正 （LEDランプの雑音強さの見直し）

電気用品の電波雑音の許容値を定める技術基準解釈の別表第十には、照明器具について放射電磁妨害波に関する規定が無く、LEDランプが発する電波雑音に起因する通信障害対策が十分とれないおそれがあるため、国際規格であるCISPRに準拠するための見直し・改正を行う。

1. 本改正の背景

- 電気用品の電波雑音の強さの許容値については、技術基準解釈において、従来基準として別表第10を、また国際規格に準拠した基準として別表第12を採用しているところ。
- このうち、別表第10に規定する許容値は、昭和62年5月に電気用品調査委員会が取りまとめた「電気用品の電波雑音測定方法」に関する中間報告書において、採用されたものが多く、それらの内容は当時の電波技術審議会答申やCISPR規格に準拠したものであるものの、その後の新しい製品や技術発展への対応は十分ではない。
- 例えば、照明器具については、別表第10の許容値には、雑音電力に関する規定はあるものの、放射電磁妨害波に関する規定が無い場合、照明器具のLEDランプが発する電波雑音に起因する通信障害対策が十分とれないおそれがある。

2. 改正の概要

技術基準解釈の別表第十において、LEDランプの雑音基準として適用する基準を、別表第十二で採用のJ55015（対応国際規格：CISPR 15）に置き換える等の改正を行う。

3. 改正の時期

改正・施行：令和3年12月28日

（ただし、施行日から1年間は、なお従前の例によることができる。）

放射電磁妨害波

